



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. “地域インフラ” サポートプラン関東 2017 の取組状況について ～3つの重点項目、16の取組のフォローアップレポートを公表します～

関東地方整備局 企画部

昨年10月に、『“地域インフラ”サポートプラン関東2017』を公表し、建設業が取り組む担い手確保や生産性向上を推進し、働き方改革を支援していくため、(1)担い手の確保・育成、(2)生産性の向上、(3)建設現場の魅力発信の3つの重点項目、16の取組を進めてきました。

この度、現在までのプランの実施(取組)状況と各種取組に対する評価(建設業協会、受注者、現場見学会参加者のご意見等)について、フォローアップレポートとしてとりまとめを行いました。

今後、引き続き、プランの各種取組を推進していくとともに、あわせて、取組に対する評価等を踏まえ、プランの内容の更新や拡充等を検討し、次の『“地域インフラ”サポートプラン』につなげていくことを予定しています。

※詳しくは、本文資料(PDF)別添資料と以下のホームページをご覧ください。

“地域インフラ”サポートプラン関東2017

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html>

“地域インフラ”サポートプラン関東2017 フォローアップレポート

[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000703566.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000703566.pdf)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2814 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000563.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000563.html)

### 2. 夏休み親子見学会 参加者大募集 ～国土交通 Day 見せます「現場力」～

関東地方整備局  
関東運輸局  
東京航空局

国土交通省関東地方整備局・関東運輸局・東京航空局は、夏休み特別企画として、8月1日(水)に、「国土交通 Day 親子見学会」を開催します。

#### ●「国土交通 Day」親子見学会の開催

平成11年7月16日に国土交通省設置法が公布されたことにちなみ、7月16日を「国土交通 Day」とし、この日前後に各機関で広報活動が実施されています。

関東地方整備局・関東運輸局・東京航空局の共同で、8月1日に親子見学会を実施します。

実施日：

平成 30 年 8 月 1 日(水)

見学箇所：

東京運輸支局、東京国際空港(羽田空港)、  
東京外かく環状道路東名 JCT(仮称)予定地(工事現場)


「車の車検ってどうなっているの?」、「インフラ整備って何をしているの?」、「飛行機はどうして飛ぶの?」、「道路はどうやって作られるの?」、といったお子さまの好奇心に応えるため、「国土交通 Day 親子見学会」では、お子さまに様々な現場を楽しく学んで頂きながら国土交通行政に触れていただくプログラムを用意しています。

※本見学会は、事前予約制(抽選)としております。

開催内容の詳細および申込み方法は、【本文資料(PDF)】をご覧ください。

皆さまからのたくさんのご応募をお待ちしております。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [753 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/soumu\\_00000345.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/soumu_00000345.html)

### 3. ミズベリング in 高崎天の川フェスティバルを開催します ～水防災意識の向上 + 維持管理の充実 + 賑わいの創出 = 天の川フェスティバル～

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

高崎河川国道事務所では、7月7日(土)、『高崎天の川フェスティバル』において、ミズベリングの取組を展開します。

これまで、烏川の君が代橋～聖石橋の区間では、階段護岸や緩傾斜坂路の整備を行うなど、高崎市とともに烏川かわまちづくりを進めてきました。

今後は、これらの施設をフル活用することで、地域の賑わいを創出すると共に、災害に強いまちづくりへの進化に向け、『高崎天の川フェスティバル』において、以下の3つの取組を試みます。

#### (1)水防災意識の向上

烏川では、昭和 10 年の台風で君が代橋や八千代橋が流失し、7名の尊い命が失われています。災害リスクが高まる中、水防災意識社会の再構築を図るため、『仮設橋』の設置のほか、パネルによる解説や災害体験車両等を展示し、水防災意識の向上を図ります。

#### (2)維持管理の充実

高崎河川国道事務所が管理する河川のうち、神流川では樹林化が進み、洪水時の流下阻害が課題となっています。公募伐採や河川協力団体による伐採等を進めていますが、取組の拡大に向け、伐採樹木を活用した『サマーファイヤ』を実施します。

#### (3)賑わいの創出

『仮設橋』や『サマーファイヤ』を活用し、地域イベントの演出を支援します。

また、ミズベリングの取組として、午後 7 時 7 分に『#水辺で乾杯 2018』を行います。

川への想いや更なる楽しみ方などのアイデアを持ち寄って、みんなで水辺で語りましょう。

#### 1.実施日時

平成 30 年 7 月 7 日(土) 11 時 00 分～20 時 00 分

(天候などにより、一部中止の場合があります。)

※中止の場合には、高崎河川国道事務所ホームページの「最新のお知らせ」欄に掲載します。

#### 2.実施場所

利根川水系 烏川 和田橋下周辺

※なお「高崎天の川フェスティバル」の詳細は、本文資料(PDF)別添の回覧(チラシ)をご覧ください。

#### 参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [978 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki\\_00000343.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000343.html)

#### 4. 東京外かく環状道路(三郷南 IC～高谷 JCT)開通後の首都圏の交通状況をお知らせします。 [開通 1 週間後の利用状況(速報)]

関東地方整備局 首都国道事務所  
東日本高速道路(株)関東支社  
首都高速道路(株) 道路部

##### <東京外環自動車道>

●外環道(三郷南 IC～高谷 JCT)の開通により、4 つの放射道路(東関東道・常磐道・東北道・関越道)が接続

●千葉の湾岸エリアと北関東各地が都心を通ることなくアクセス可能になり、所要時間が大幅短縮

・高谷 JCT～大泉 JCT(関越道) 20 分減(60 分⇒40 分)

・高谷 JCT～川口 JCT(東北道) 28 分減(54 分⇒26 分)

・高谷 JCT～三郷 JCT(常磐道) 28 分減(43 分⇒15 分)

●新たに開通した外環道の利用は平均 4 万台/日(市川中央 IC～京葉 JCT)

●外環道に交通が転換し、首都高中央環状線の交通量は東側で約 1 割減

##### <国道 298 号>

●市川・松戸間が初めて 4 車線道路で接続し、平均 2.4 万台/日が利用。地域の交通状況が改善

●並行する県道の交通量が約 2～3 割減少、大型車交通量が約 4～5 割減少。旅行速度は市川松戸線で約 4 割上昇

#### 参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2925 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/syuto\\_00000100.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/syuto_00000100.html)

## 5. 鬼怒川緊急対策プロジェクト+1(プラスワン)※(第2弾) ～施工企業と連携し、建設現場の魅力発信！～

関東地方整備局 下館河川事務所

国土交通省下館河川事務所は、鬼怒川緊急対策プロジェクトに従事した施工企業と連携し、建設現場の魅力発信につながる看板を設置していきます。

この取り組みは、鬼怒川緊急対策プロジェクト+1(プラスワン)の第2弾と位置づけ、プロジェクトの広報に加えて、プロジェクトに従事した施工企業の責任感と誇りを形にするとともに、建設業の担い手確保にも寄与することを目指し、賛同する施工企業と連携して取り組んで参ります。

※鬼怒川緊急対策プロジェクト+1(プラスワン)とは、プロジェクトの推進の過程で、一歩進んだ取り組みや工夫を講じることで、付加価値をうみだす取り組み。

第1弾として、堤防の整備と併せて設置する管理用通路等を活用してサイクリングロードを整備し、まちと川のにぎわい拠点をつなぎ、地域に元気を届ける取り組みに着手しています。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [512 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/shimodate\\_00000179.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/shimodate_00000179.html)

## 6. 平成30年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」の募集を開始します！ ～磨いて光った郷土(ふるさと)自慢を応募してみませんか！～

関東地方整備局 企画部

地域の魅力や個性を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動による郷土づくりの取り組みを募集します！

「手づくり郷土賞」は、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取り組みが進むことを目的に、昭和61年度に創設され今年度で33回目を迎える国土交通大臣表彰です。

選定対象は、以下の2部門になります。

【一般部門】・・・地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動が一体となった成果


【大賞部門】・・・これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果(より一層の発展があった活動等)

選定された好事例は、ホームページなどを通じて広く全国に紹介され、魅力ある地域づくりの参考となります。

【募集期間】平成30年6月1日(金)から平成30年8月20日(月)まで(消印有効)

※応募要領や応募資料等は関東地方整備局ホームページより入手できます。  
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000017.html>)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2144 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000559.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000559.html)

## 7. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>) にて紹介しています。

(現在、221話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 学校での水害避難訓練を実施しやすく

～ 「水災害からの避難訓練ガイドブック」を作成しました ～


国土交通省は本日、多忙な先生方を支援するため、学校現場の防災教育に活用できるよう学校関係者向けにガイドブックを作成し、公表しました。

水害発生時の避難の手順やタイミング、避難訓練のパターンなど、訓練を実施しやすくするポイントを掲載しています。

- ・ 2015年9月の関東・東北豪雨や昨年7月の九州北部豪雨など、近年甚大な被害をもたらす水害が頻発し防災教育の必要性が高まる中、多忙な先生方でも避難訓練の時間を活用した防災教育に簡単に取り組むことができるようガイドブックを作成しました。
- ・ 避難訓練と各教科等での学習内容を結びつけることで、水害から命を守るために必要となる行動と知識に対する理解促進に役立ちます。
- ・ 本ガイドブックは防災教育ポータルからもダウンロードすることができます。

URL:<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>


添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[【資料1】水災害からの避難訓練ガイドブック\(概要\)](#) (PDF形式) 

[【資料2】水災害からの避難訓練ガイドブック\(本文\)](#) (PDF形式) 

[【参考】避難訓練時に活用できる教材例\(「水害に関するワンポイント」関連資料\)](#)

(PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06\\_hh\\_000091.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000091.html)

### 2. 地方公共団体の用地取得を支援！

～ 「事業認定申請の手引き」をとりまとめました～

国土交通省では、地方公共団体の中には用地取得の経験が少ない起業者や事業認定の取り扱いが少ない認定庁が存在することから、事業認定に係る申請・審査の円滑化を目的に、実務担当者向けに、収用を活用する場合の説明手法や参考事例などをきめ細かく提示した「手引き」をとりまとめ、公表いたしました。

<手引きのポイント>

- これまで収用の活用が難しいと認識されている事業について、必要に応じて収用を活用できることを、参考事例を用いて解説  
(例)・少し途切れていて危険な通学路の拡幅などの小規模事業  
・被災履歴はないが土砂災害の被害が具体的に想定されている区域の砂防事業
- 起業者や認定庁の現場の声から、ポイントとなる事項を、Q & Aや説明事例として、100程度提示

- 収用認定申請の際、そのまま活用できる申請書類の記載例を20事例提示
- 起業者、認定庁が相談しやすい環境づくりの一環として、本日付けで事業認定の円滑化に向けた相談窓口を各地方整備局等に設置し、「手引き」に掲載  
(注) 国土交通本省では、平成30年4月に設置済み
  - H30.3.30 記者発表「事業認定の円滑化に向けた相談窓口を設置します」  
<http://www.mlit.go.jp/common/001228241.pdf>

「事業認定申請の手引き」は下記ホームページに掲載しております。


ホームページ URL

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land\\_expropriation/sosei\\_land\\_fr\\_000476.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/sosei_land_fr_000476.html)

#### <注釈>

- ・ 事業認定：土地を収用する公益上の必要があること等の要件を満たす場合に行う処分
- ・ 起業者：土地収用法第3条に掲げる、道路や河川などの収用適格事業を行う者
- ・ 認定庁：事業認定の処分を行う行政庁。国又は都道府県の事業等であれば国土交通大臣が、市町村の事業等であれば都道府県知事が認定庁となる。

#### 添付資料

[記者発表資料](#) (PDF形式) 

[事業認定申請の手引きの概要](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo02\\_hh\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo02_hh_000018.html)

### 3. スマホで簡単確認！ 身近な河川どれくらい浸水するの？

～梅雨や台風に備え、想定最大規模の洪水浸水想定区域が簡単に確認できるようになりました～


国土交通省では、住民の方々の避難を迅速化し「逃げ遅れゼロ」を目指す取組みの一つとして、全国109水系の国管理河川における洪水浸水想定区域（想定最大規模）を、本日より国土交通省ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で簡単に確認できるように改良しました。

※洪水浸水想定区域（想定最大規模）：想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

～国土交通省ハザードマップポータルサイトはこちら～

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

#### 添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06\\_hh\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000089.html)



#### 4. 「きらきらの この道ずっと 守ろうよ」

～平成30年度「道路ふれあい月間」推進標語入選作品が決定しました～

平成30年度「道路ふれあい月間」推進標語の入選作品（最優秀賞3作品、優秀賞6作品の計9作品）が決定しました。


国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を推進しており、この一環として、平成30年度「道路ふれあい月間」の推進標語を広く一般から募集した結果、全国から8,766作品の応募がありました。

これらの応募作品について、「平成30年度『道路ふれあい月間』推進標語審査懇談会」の三好礼子委員（エッセイスト、元国際ラリースト）、やすみりえ委員（川柳作家、文化庁文化審議会委員）、吉岡耀子委員（交通・環境ジャーナリスト）の3名に選考いただき、[小学生の部][中学生の部][一般の部]の部門毎に、最優秀賞1作品と優秀賞2作品を決定しました。

入選作品の応募者には、「道路ふれあい月間」期間中に国土交通省から、賞状及び楯を贈呈します。

入選作品の標語は、平成30年度「道路ふれあい月間」の推進のため、幅広く活用する予定です。

##### 添付資料

[記者発表資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000985.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000985.html)

#### 5. 民間事業者と対話しながら地域づくりを進めよう！

～地方公共団体の担当者向けに、サウンディング調査の実施手引きを作成しました～

国土交通省では、サウンディング型市場調査の実施件数が増えてきていることを踏まえ、これから初めてサウンディング調査を実施しようと考えている地方公共団体の担当者向けに、「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」を作成し、公表しました。

今回作成した手引きが地方公共団体によるサウンディング調査実施のきっかけとなり、更なる官民連携事業の推進につながることを期待しています。

公有地活用や民間活力の導入など地方公共団体による官民連携事業において、民間事業者が参加しやすい公募を行うためには、事業発案段階や事業化検討段階において、地方公共団体が民間事業者意見や提案などを求め、民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等をおこなう「サウンディング型市場調査」が有効です。

一方、公募前に官民連携事業について一部の民間事業者に説明することから、公平性や透明性の確保、聞き取った民間事業者のアイデアの取扱いに注意が必要です。

国土交通省では、地方公共団体が官民連携事業を検討するにあたって、サウンディング調査を実施する例が増えている※1ことを踏まえ、これから初めてサウンディング調査を実施しようと考えている地方公共団体の担当者向けに手引きを作成し、国土交通省ホームページに掲載※2いたしました。

<手引きのポイント>

- 調査手続きの流れ・各段階において留意すべきポイントを整理
  - 「実施要領」「エントリーシート」「対話結果の公表資料」のひな形の添付
- この手引きを活用することで、サウンディング調査の実施に必要な手続きに要する手間の省略、民間事業者への検討に必要な情報の提供、民間事業者から有益な意見・提案等の収集が期待され、官民連携事業の一層の推進が図られます。

※1 地方公共団体のサウンディング実施件数

平成28年度 85件 ⇒ 平成29年度 190件 (約2.2倍)


※特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 調べ


※2 地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き(概要) 添付資料参照

地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei\\_kanminrenkei\\_fr1\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html)

**添付資料**

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[手引き\(概要\)](#) (PDF形式) 

[手引き](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000082.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000082.html)

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する取組みについて

茨城県土木部河川課

### 1. はじめに

東日本大震災から7年が経過し、本県ではその間、被災地域において復旧・復興や被災者の暮らしの再生に向けた取組みを行ってきました。沿岸域の被災した海岸、河川、港湾、漁港施設等の速やかな復旧をはじめ、震災を教訓とした「減災」の考え方に基づく、新たな津波浸水想定の設定や地域防災計画等の改定、さらには復興事業による今後の津波災害に備えた粘り強い海岸堤防の整備など、災害に強い県土づくりに向けた施策を進めてきました。

ここでは、それらの主な取組みについて紹介します。

### 2. 海岸保全施設の復旧状況

本県の海岸保全施設の被災は、主に来襲した津波による裏法被覆工の流出や波返し部の破損でしたが、その他の多くは地震の強振動による天端被覆工の損壊や沈下でした。

災害復旧については、原形復旧を基本として、堤防や護岸の損壊した箇所や地震動及び液状化によって沈下した箇所を対象として、被災前の堤防高までは災害復旧事業により対応することとしました。なお、災害査定は28箇所の被災現場について、平成23年5月30日から平成23年7月29日まで調査が行われました。

それらの災害復旧事業については、茨城県内の電子基準点が早期に復旧したことにより、平成23年10月には三角点及び水準点が復旧したため、速やかに復旧工事に着手しました。復旧工事は、地元の協力をはじめ、関係業界による人材の確保や資材の安定供給等の努力もあり、平成24年度末には全ての箇所の復旧が完了しています。



写真-1 被災状況：金沢地区海岸（日立市）



写真-2 復旧状況：金沢地区海岸（日立市）

### 3. 新たな津波浸水想定

本県では、平成16年12月に発生したスマトラ島沖インド洋大津波を契機として、平成19年に津波浸水想定図を策定・公表していましたが、東日本大震災ではその想定を大きく上回る範囲で浸水が確認されました。

この様なことから復旧に向けて、平成23年9月に中央防災会議専門調査会から示された基本的な考え方に基づき、本県における今後の津波対策の基礎となる新たな津波浸水想定を設定することとしました。そのため、平成23年12月に地震・海岸の専門家からなる「茨城沿岸津波対策検討委員会」を設置して、科学的な見地から検討を行いました。

検討委員会では、過去最大クラスの津波（＝レベル2津波）の設定、計算条件の設定、津波シミュレーションおよびその結果の出力方法（浸水区域、浸水深等）について検討を行い、平成24年8月にその結果を公表しました。

なお、この設定は平成23年12月に施行された「津波防災地域づくり法」に基づく津波浸水想定としては、全国で初めてのものとなりました。

検討委員会では、さらに海岸保全施設の設計対象となる発生頻度が高い津波（＝レベル1（設計）津波）についても検討を行い、その津波水位や高潮・波浪を考慮した今後の海岸域における堤防整備の目安となる「目指すべき堤防高」を併せて設定しました。

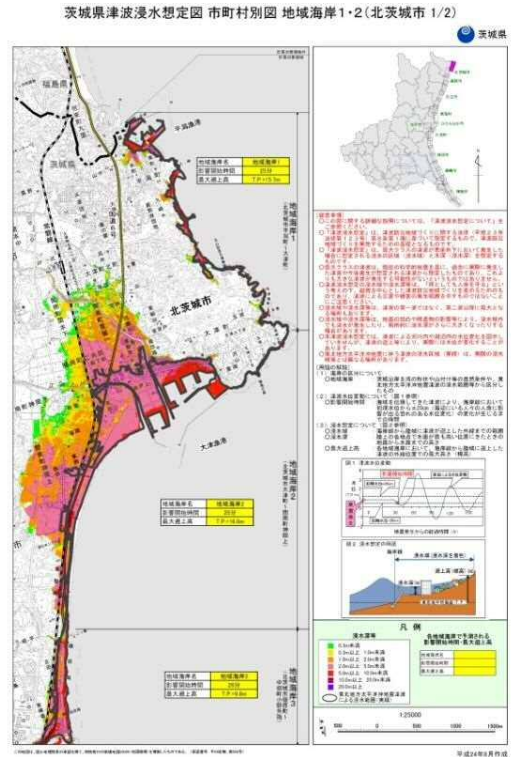


図-1 茨城県津波浸水想定区域図の例

#### 4. 復興事業の進捗状況

復興事業では、震災の広域地盤沈下（20cm～50cm）により海岸の防護水準が著しく低下したことや港湾・漁港背後の甚大な浸水被害等を踏まえて、沿岸域の防護機能の回復・強化を図ることとしました。そのため、平成25年度から沿岸域（海岸、河川、港湾、漁港、保安林）において事業を展開する各管理者が連携して、背後地に住宅地や幹線道路を控えた特に緊急性の高い42箇所を重点整備箇所と位置付けました。そして、前記したレベル1津波を考慮した目指すべき堤防高の確保を基本として、海岸堤防のかさ上げ等を海岸延長約194kmのうち約47kmにおいて実施しました。

事業の実施にあたっては、各管理施設の事業計画の整合・統一を図ることとしました。例えば、背後地のコミュニティーが同じで海岸堤防の管理者が複数に跨る場合には、説明会を合同で進めるなど、地元住民にわかりやすく計画や工事の進め方を理解して頂く工夫を行いました。

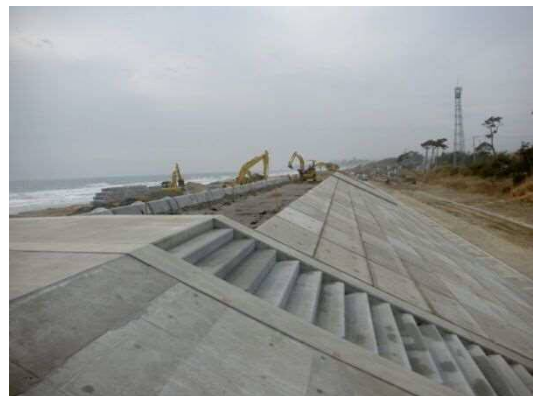


写真-3 整備状況：足洗地区海岸（北茨城市）

また、施設の整備にあたっては、設計対象を超える津波が来襲した場合でも、施設が全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した「粘り強い構造の工夫」や耐震対策に努めています。

現在の整備の進捗状況は、42 箇所のうち平成 29 年度末までに 30 箇所が完成（次年度繰越含む）しています。その他の箇所についても、平成 32 年度までの復興・創生期間内で順次完成していく予定です。

## 5. 茨城沿岸海岸保全基本計画の改訂

海岸法の一部改正（平成 26 年 12 月施行）や国が定めた海岸保全基本方針の変更（平成 27 年 2 月）を受けて、平成 16 年に策定した茨城沿岸海岸保全基本計画の改訂を行いました。

法改正では、東日本大震災の教訓を踏まえて、海岸管理者が定める海岸保全基本計画において防災・減災対策に関する事項を追加することが定められました。

そのため、海岸保全施設の防護水準について、復旧に向けて既に設定されていた「目指すべき堤防高」や「粘り強い構造の工夫」に関する内容が明記されました。

改訂にあたっては、海岸に係る各分野の専門家をはじめ、海岸利用の代表者や沿岸市町村長らからなる「茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会」を平成 27 年 7 月に設置し、震災の教訓を踏まえた津波防災対策の推進や海岸保全施設の適切な維持管理など、レジリエントな海岸づくりに向けた検討を行いました。

この基本計画は、平成 28 年 3 月に改訂となり、現在では県のウェブサイト等で公開しています。



写真-4 検討委員会の様子(平成 27 年 12 月)

## 6. 今後の取り組みについて

前記した海岸保全基本計画に基づき、住民等の生命を最優先とした総合的な防災・減災対策の推進を図るため、ハード・ソフトを組み合わせた「多重防護」の発想による対策を推進します。

ハード対策については、復興事業の早期完成に向けて、地元の理解と協力を得ながら進捗を図るとともに、復興事業以外で整備が必要な箇所についても着実に整備を進めます。

また、ソフト対策については、住民や海岸利用者等が適切に避難行動を図れるよう、地域の実情に応じた避難路、避難場所等の整備や防災教育、防災訓練の充実、さらには津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」の指定や「推進計画」の策定など、実効的な防災体制の拡充に向けた取り組みを加速していきたいと考えています。